

普通肥料における公定規格の設定及び変更の概要

肥料の種類	よう 熔成汚泥灰けい酸りん肥	よう 熔成けい酸りん肥	化成肥料
公定規格の 設定・変更 の内容	下水道の終末処理場から生じる汚泥を焼成したものに肥料又は肥料原料を混合し、熔融した肥料に係る規格を設定する。	原料として、「マンガ含有物」及び「ほう酸塩」の使用を認める。	化学的操作を加えて生産される化成肥料の原料として、「よう 熔成汚泥灰複合肥料」の使用を認める。
規格案	別表1のとおり	別表2のとおり	別表3のとおり
施用方法	水稻、麦類、野菜に10a当たり40～80kg施用する。	野菜類、麦類、果樹類に10a当たり40～80kg施用する。	水稻、麦類、大豆に10a当たり20～60kg施用する。
備 考	未利用資源として注目されている下水汚泥の焼成物に副原料を加え、電気抵抗式熔融炉で還元熔融することで、安全性が高く、く溶性りん酸と高濃度の可溶性けい酸を含む肥料が生産できる。 これにより、循環型社会の形成及び農作業の省力化に寄与する。	農家の高齢化が進み、施肥の省力化に対する要望が高まっている状況から、熔成けい酸りん肥にマンガン及びほう素を加えることで農作業の省力化に寄与する。	リンを高濃度に含む汚泥を原料とする「熔成汚泥灰複合肥料」を化成肥料の原料として使用することにより、循環型社会の形成に寄与する。

(別表 1)

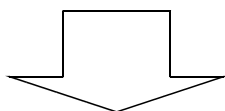
(設定)

肥 料 の 種 類	含有すべき 主成分の 最小量 (%)	含有を許される 有害成分の 最大量 (%)	その他の制限事項
よう 融成汚泥灰けい酸りん肥(下水道の終末処理場から生じる汚泥を焼成したものに肥料又は肥料原料を混合し、 よう 融したものをいう。)	く溶性りん酸 5.0 アルカリ分 45.0 可溶性けい酸 30.0 く溶性苦土 12.0	く溶性りん酸の 含有率1.0%につ き ひ素 0.004 カドミウム 0.00015 ニッケル 0.01 クロム 0.1 水銀 0.0001 鉛 0.006	一 2ミリメート ルの網ふるいを 全通すること。 二 植害試験の調 査を受け害が認 められないもの であること。 三 牛の部位を原 料とする場合に あつては、せき 柱等が混合しな いものとして農 林水産大臣の確 認を受けた工程 において製造さ れたものである こと。

(別表 2)

(現行)

肥 料 の 種 類	含有すべき 主成分の 最小量(%)	含有を許される 有害成分の 最大量(%)	その他の制限事項
^{よう} 熔成けい酸りん肥（りん 鉱石に、けい石、石灰石 及び塩基性のマグネシウ ム含有物を混合し、熔融 したものをいう。）	く溶性りん酸 6.0 アルカリ分 40.0 可溶性けい酸 30.0 く溶性苦土 12.0	一 く溶性りん 酸の含有率1.0 %につき カドミウム 0.00015 二 最大限量 ニッケル 0.4 クロム 4.0	一 2ミリメート ルの網ふるいを 全通すること。 二 く溶性りん酸 及び可溶性けい 酸の含有量の合 計量に対するア ルカリ分の含有 量の比率が1.0 以上であるこ と。



(変更後)

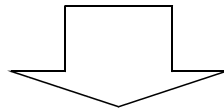
肥 料 の 種 類	含有すべき 主成分の 最小量(%)	含有を許される 有害成分の 最大量(%)	その他の制限事項
^{よう} 熔成けい酸りん肥（次に 掲げる肥料をいう。 一 りん鉱石に、けい石、 石灰石及び塩基性のマ グネシウム含有物を混 合し、熔融した ^{よう} もの 二 一に掲げる熔成けい 酸りん肥の原料にマン ガン含有物又はほう酸 塩を混合し、熔融した ^{よう} もの）	一 く溶性りん酸 6.0 アルカリ分 40.0 可溶性けい酸 30.0 く溶性苦土 12.0 二 く溶性りん酸、アル カリ分、可溶性けい 酸及びく溶性苦土の ほか、く溶性マンガ ン又はく溶性ほう素 を保証するものに あつては、一に掲げる もののほか く溶性マンガンについ ては 0.1 く溶性ほう素につい ては 0.05	一 く溶性りん 酸の含有率1.0 %につき カドミウム 0.00015 二 最大限量 ニッケル 0.4 クロム 4.0	一 2ミリメート ルの網ふるいを 全通すること。 二 く溶性りん酸 及び可溶性けい 酸の含有量の合 計量に対するア ルカリ分の含有 量の比率が1.0 以上であるこ と。

(別表 3)

(現行)

肥 料 の 種 類	含有すべき 主成分の 最小量(%)	含有を許される 有害成分の 最大量(%)	その他の制限事項
化成肥料（次に掲げる肥料をいう。 一 窒素質肥料、りん酸質肥料、加里質肥料、有機質肥料、複合肥料、石灰質肥料、けい酸質肥料（シリカゲル肥料に限る。）、苦土肥料、マンガン質肥料、ほう素質肥料又は微量元素複合肥料のいずれか二以上を配合し、造粒又は成形したもの 二 一に掲げる化成肥料の原料となる肥料に米ぬか、発酵米ぬか、乾燥藻及びその粉末、発酵乾ふん肥料、よもぎかす、骨灰、動物の排せつ物（鶏ふんの炭化物に限る。）又は動物の排せつ物の燃焼灰（鶏ふん燃焼灰に限る。）のいずれか一以上を配合し、造粒又は成形したもの 三 肥料（<u>熔成汚泥灰複合肥料</u>、<u>混合汚泥複合肥料</u>及び規則第一条の二各号に掲げる普通肥料を除く。）又は肥料原料（汚泥及び魚介類の臓器を除く。）を使用し、これに化学的操作を加えたもの 四 三に掲げる化成肥料を配合し、造粒又は成形したもの 五 一若しくは二に掲げる化成肥料又はその原料となる肥料若しくはその原料となる肥料を配合したものに三に掲げる化成肥	一 窒素、りん酸又は加里のいずれか二以上についてそれぞれの最も大きい主成分の量の合計量 10.0 二 1 窒素全量を保証するものにあつては 窒素全量 1.0 2 アンモニア性窒素を保証するものにあつては アンモニア性窒素 1.0 3 硝酸性窒素を保証するものにあつては 硝酸性窒素 1.0 三 1 りん酸全量を保証するものにあつては りん酸全量 1.0 2 く溶性りん酸を保証するものにあつては く溶性りん酸 1.0 3 可溶性りん酸を保証するものにあつては 可溶性りん酸 1.0 4 水溶性りん酸を保証するものにあつては 水溶性りん酸 1.0 四 1 加里全量を保証するものにあつては 加里全量 1.0 2 く溶性加里を保証するものにあつては く溶性加里 1.0 3 水溶性加里を保	窒素、りん酸又は加里のそれぞれの最も大きい主成分の量の合計量の含有率1.0%につき 硫青酸化物 0.005 ひ素 0.002 亜硝酸 0.02 ビウレット性窒素 0.01 スルファミン酸 0.005 カドミウム 0.000075 ニッケル 0.005 クロム 0.05 チタン 0.02 水銀 0.00005 鉛 0.003	一 窒素全量を保証する肥料は、アンモニア性窒素又は硝酸性窒素以外の成分形態の窒素を含有するもの並びにアンモニア性窒素及び硝酸性窒素を併せて含有するものであること。 二 りん酸全量又は加里全量を保証する肥料は、原料として動植物質のものを使用したものであること。 三 原料としてく溶性りん酸を含有する肥料及び可溶性りん酸を含有する肥料を併せて使用する普通肥料にあつては、く溶性りん酸又は可溶性りん酸のいずれか一を保証するものであること。 四 可溶性マンガンを保証する肥料は、原料として可溶性マンガンを保証する肥料を使用したものであること。 五 牛の部位を原料とする場合にあつては、せき柱等が混合しないものとして農

料、その化成肥料を配合したもの又は四に掲げる化成肥料を配合し、造粒又は成形したもの)	証するものにあつては 水溶性加里 1.0 五 可溶性けい酸を保証するものにあつては 可溶性けい酸 10.0 六 1 く溶性苦土を保証するものにあつては く溶性苦土 1.0 2 水溶性苦土を保証するものにあつては 水溶性苦土 1.0 七 1 可溶性マンガンを保証するものにあつては 可溶性マンガ 0.10 2 く溶性マンガンを保証するものにあつては く溶性マンガ 0.10 3 水溶性マンガンを保証するものにあつては 水溶性マンガ 0.10 八 1 く溶性ほう素を保証するものにあつては く溶性ほう素0.05 2 水溶性ほう素を保証するものにあつては 水溶性ほう素0.05	林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものであること。 六 規則第7条の6第5号の農林水産大臣が指定する化成肥料以外のものであること。
--	--	---



(変更後)

肥 料 の 種 類	含有すべき主成分の最小量(%)	含有を許される有害成分の最大量(%)	その他の制限事項
化成肥料（次に掲げる肥料をいう。 一 窒素質肥料、りん酸質肥料、加里質肥料、	同上	同上	同上

有機質肥料、複合肥料、石灰質肥料、けい酸質肥料（シリカゲル肥料に限る。）、苦土肥料、マンガン質肥料、ほう素質肥料又は微量元素複合肥料のいずれか二以上を配合し、造粒又は成形したもの

二 一に掲げる化成肥料の原料となる肥料に米ぬか、発酵米ぬか、乾燥藻及びその粉末、発酵乾ふん肥料、よもぎかす、骨灰、動物の排せつ物（鶏ふんの炭化物に限る。）又は動物の排せつ物の燃焼灰（鶏ふん燃焼灰に限る。）のいずれか一以上を配合し、造粒又は成形したもの

三 肥料（混合汚泥複合肥料及び規則第一条の二各号に掲げる普通肥料を除く。）又は肥料原料（汚泥及び魚介類の臓器を除く。）を使用し、これに化学的操作を加えたもの

四 三に掲げる化成肥料を配合し、造粒又は成形したもの

五 一若しくは二に掲げる化成肥料又はその原料となる肥料若しくはその原料となる肥料を配合したものに三に掲げる化成肥料、その化成肥料を配合したもの又は四に掲げる化成肥料を配合し、造粒又は成形したもの